

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

レビューパネル設置運営規程

改訂：平成 25 年 4 月 1 日

文書管理番号：R-03-02

一般社団法人産業環境管理協会

(規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下「CFPプログラム」という。）において、カーボンフットプリント製品種別基準（以下、「CFP-PCR」という。）認定に関する最終判定、カーボンフットプリント（以下、「CFP」という。）検証に関する確認・最終判定を行う「レビューパネル」の設置運営等について定める。

(業務)

第2条 レビューパネルは、以下の確認及び最終判定を行う。

- ・ CFP-PCRの認定に関する最終判定
- ・ CFP検証結果に対する確認・最終判定

(構成)

第3条 レビューパネルは、その業務内容ごとに本規程の第4条で委嘱した委員の中から3名程度の委員を協会が指名して構成する。

- ② 3名程度の委員のうち、原則1名は対象分野の専門家とする。

(注) CFP検証申請事業者等の利害関係者およびCFP検証員、CFP-PCR認定申請事業者等の利害関係者及びCFP-PCRレビューアは、対象となる審議案件に係るレビューパネルの委員になることはできない。

(委員の力量・委嘱)

第4条 委員は、環境ラベルに係わる知見を有する有識者、LCA手法の専門家、製品環境データ検証の熟練者の中から、本人の承諾の下に協会が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、原則2年とする。委員の再任はこれを妨げない。

(議長)

第6条 議長は、第3条に基づく委員の指名時に協会が指名する。

- ② 議長は、最終判定結果のとりまとめを行う。

(召集等)

第7条 協会は、委員を召集しレビューパネルを開催する。

- ② レビューパネルは、協会の判断により書面での確認、最終判定を行うことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をレビューパネルに出席させ、説明および意見を聴取することができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び委員以外の出席者は、レビューパネルにおける確認および最終判定、配布資料等で知り得た秘密を要する情報については、第三者に漏洩してはならない。

(レビューパネルの公開)

第10条 レビューパネルは、会議および議事録を非公開とする。

(庶務)

第11条 レビューパネルの庶務は、事務局において処理する。

附則

本規程は平成24年4月25日から施行する。

制定：平成24年4月25日 (R-03-01)

改訂：平成25年4月1日 (R-03-02)